院内がん登録データの二次利用について

【院内がん登録とは】

がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)により、院内がん登録の 実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)に即して行うこととされています。これらの データは現在毎年、全国の施設におけるがん医療の実態把握のために、提出元が保持する対 応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出され ています。

【データの二次利用について】

院内がん登録で収集したデータは、個人が識別できない状況で国立がん研究センターへ 提出をされますが、そのデータを用いて新たに行われる研究(データの二次利用と言います) において、ご自身のデータ利用を拒否(オプトアウト)する機会が提供されています。

<u>データの二次利用を拒否される方は、下記に担当窓口までおしらせください。</u>データの二次利用拒否の申し出があった場合は、当院のデータベースに記録するとともに、国立がん研究センターと連携して、二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いします。

- ・ 今回のオプトアウトは、申出をいただいた当院から国立がん研究センターに提出された データ分のみです。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否をされる場合 は、当該医療機関へもお申し出ください。
- ・ 現在行っている解析課題は国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。
- ・ 国立がん研究センターで解析のために研究者等にデータを提供する際には提出元と結び つけられる情報は削除します。そのため、この状態になって提供済みのデータについて は、追跡が不可能なため削除できません。
- ・ オプトアウトを申出されたことによる、患者さんの診療に影響することはありません。
- ・ データは、当院で行われた診療内容ですので、その内容については、担当の医師に直接 お尋ねください。

院内がん登録の制度自体について、ご不明な点などありましたら、国立がん研究センターが運営するホームページ「がん情報サービス」をご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご活用ください。ただし、国立がん研究センターで保有している院内がん登録は番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持しておりませんので、削除などの対応については、実際に診療を受けた病院を通して伝える必要がありますのでご注意ください。

担当窓口:がん相談支援センター (1階外来化学療法センター入口付近) 0537-21-5555 (代表)